

○蕨市プール設置及び管理条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第8号

蕨市プール設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕨市プール設置及び管理条例（昭和52年蕨市条例第1号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、プールの管理、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 プールを利用しようとする者は、蕨市プール利用券（様式第1号）又は蕨市プール回数券（様式第2号）をあらかじめ購入し、入場の際係員に提出しなければならない。

(利用者の義務)

第3条 プールの利用者は、別に定める利用者心得を守り、係員の指示に従わなければならない。

(指定管理者指定申請書)

第4条 条例第7条第2項の申請書の様式は、蕨市プール指定管理者指定申請書（様式第3号）のとおりとする。

(指定管理者の公表等)

第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

4 第1項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(利用料金の承認申請)

第6条 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により利用料金について教育委員会の承認を受けようとするときは、蕨市プール利用料金承認申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(減免)

第7条 条例第13条に規定する公益上必要があると認めるときとは、次に定めるものをいう。

(1) 蕨市又は教育委員会が主催する行事

(2) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ、蕨市プール利用料金減免申請書（様式第

5号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、条例第13条の規定により利用料金の減免について教育委員会の承認を受けようとするときは、蕨市プール利用料金減免承認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による教育委員会の承認を得て利用料金を減免したときは、蕨市プール利用料金減免許可書(様式第7号)を当該申請者に交付するものとする。

(免責事項)

第8条 教育委員会及び指定管理者は、第3条の規定に違反した行為に基づくプール内でのケガ、盗難その他の事故については、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

蕨 市 プ ー ル 利 用 券

（表）

年度	年度	No.
蕨市プール利用券控 一般（1 人 1 回） 円	蕨市プール利用券 一般（1 人 1 回） 円	
蕨市中央プール 蕨市塚越プール	開場時間 午前 時～午後 時	蕨市中央プール 蕨市塚越プール

（表）

年度	年度	No.
蕨市プール利用券控 高校生（1 人 1 回） 円	蕨市プール利用券 高校生（1 人 1 回） 円	
蕨市中央プール 蕨市塚越プール	開場時間 午前 時～午後 時	蕨市中央プール 蕨市塚越プール

（表）

年度	年度	No.
蕨市プール利用券控 小・中学生（1 人 1 回） 円	蕨市プール利用券 小・中学生（1 人 1 回） 円	
蕨市中央プール 蕨市塚越プール	開場時間 午前 時～午後 時	蕨市中央プール 蕨市塚越プール

(裏)

注 意 事 項

利用料金 (1人1回)	
一 般	円
高 校 生	円
小・中学生	円

幼児は無料とする。
ただし、必ず保護者の
付添を要する。

- 1 入場の際は、この利用券を係員にお渡しください。
- 2 入場前にこの利用券を紛失した場合は、再度利用料金を徴収することがあります。
- 3 ケガをしたり、気分が悪くなったときは、係員に申し出てください。
- 4 貴重品は、なるべく持ち込まないでください。
- 5 場内では秩序を守り、係員の指示にしたがってください。
- 6 入場者が多い場合は、入場を制限することがあります。
- 7 既納の利用料金は、返還いたしません。
- 8 開場時間は、雨天等により変更することがあります。

蕨市プール回数券

No. _____ 年度 _____ 蕨市プール 回数券 (中央・塚越) 円 (円券 枚つづり)
有効期間 年度プール開場期間中

注 意 事 項		
1 入場の際に、この回数券を係員にお渡しください。 2 原則として回数券の払いもどしは、いたしません。 3 場内では秩序を守り、係員の指示にしたがってください。 4 入場者が多い場合は、入場を制限することがあります。 5 開場時間は、雨天等により変更することがあります。		
利 用 料 金 (1 人1 回)	開場時間	
一 般	円	午前 時 午後 時
高 校 生	円	
小・中学生	円	
幼児は無料とする。ただし、必ず保護者の付添を要する。		
蕨市プール回数券 円		

様式第3号（第4条関係）

蕨市プール指定管理者指定申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名 ㊟

蕨市プールの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 4 号（第 6 条関係）

蕨市プール利用料金承認申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 様

蕨市プール指定管理者 ㊟

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

利用施設等	利用区分	利用料金（円）	備 考

年 月 日

蕨市プール指定管理者 様

住所

氏 名

蕨市プール利用料金減免申請書

〔蕨市中央プール〕
〔蕨市塚越プール〕の利用について、蕨市プール設置及び管理条例第13条の規定に基づき、次のとおり減免の申請をいたします。

三

1 理 由

2 人 数	人 (一 般 人 小 · 中 学 生 人)	人 (高 校 生 幼 儿 园 人)

3 日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで

4 減免割合 全部減免 一部減免

蕨市プール利用料金減免承認申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 様

蕨市プール指定管理者 ㊟

利用料金を次のとおり減免することについて、承認を受けたいので申請します。

利用年月日	利用施設等	利用区分	減免の承認を受けようとする理由	減免の承認を受けようとする額

年 月 日

様

蕨市プール指定管理者

㊦

蕨市プール利用料金減免許可書

年 月 日付けをもって申請の蕨市プール利用料金減免については、下記のとおり許可します。

記

1 利用プール名 蕨市中央プール
蕨市塚越プール

2 利用人数 人（一般 人 小・中学生 人）
高校生 人 幼児 人

3 利用日時 年 月 日 時 分から 時 分まで

4 減免割合 全部減免
一部減免（ 割）

5 許可条件